

平成 27 年 3 月 30 日

## 公職選挙法 201 条 9 の解釈について

201 条の 9 は下記の通りです。

(都道府県知事又は市長の選挙における政治活動の規制)

**第二百一条の九** 政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示並びにビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用については、都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これを行うことができない。ただし、政党その他の政治団体で所属候補者又は支援候補者（第八十六条の四第三項の規定により政党その他の政治団体に所属する者として記載されなかつた公職の候補者で、当該政党その他の政治団体が推薦し、又は支持するものをいう。以下この条及び第二百一条の十一において同じ。）を有するものが、次の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

この部分だけを読むと、「“すべての”政治活動を行う団体の政治活動は規制されている」ような解釈も可能ですが、前の流れから「都道府県知事又は市長の選挙」における「都道府県知事又は市長の選挙のための政治活動」の規制をしていることは明らかです。

奈良選挙管理委員会への問い合わせ結果もその通りでした。

また、選挙制度研究会 編「実務と研修のための わかりやすい公職選挙法」という書籍には、「町村の議会の議員及び長の選挙」を「政治活動の規制を受けない選挙」として「都道府県知事又は市長の選挙」と明確に区分されています。

(ただし①連呼行為。②公共建物における文書図画の頒布。③掲示又は頒布する文書図画における候補者の氏名または氏名類推事項の記載の 3 点は、“町村の議会の議員及び長の選挙期間中[告示から投票日]”の間、禁止されています)

三宅町内において一部間違った解釈が流布しており三宅選挙管理委員会に「この期間に政治活動をしている」との連絡が町民よりあったようです。

しかし、なんら違反した行動をしていないことは明白です。

我々の活動は、三宅町を良くするためのものです。公職選挙法に違反してまで活動内容を町民の方々に知ってもらおうという乱暴なものではありません。

“間違った解釈”や、従来通りの“事なかれ主義”のままでは、三宅は良くなりません。いいと思っておりますが、一部間違った解釈が流布している現状では風当たりが強い事も考えられます。繰り返しますが「我々の活動は、三宅町を良くしたい」という所からスタートしています

文責：森内哲也 (XXX-XXXX-XXXX)

<http://mt.best-for-u.com/koushokusenkyo/>